



奨学生のしおり

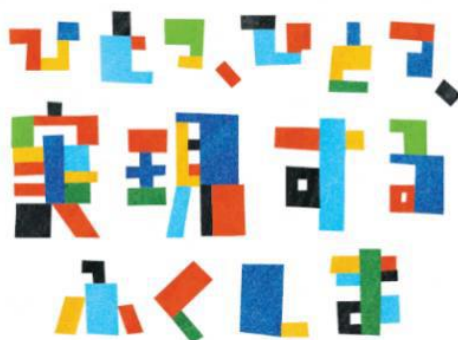
令和7年度

《震災特例採用》

必 読

紛失しないよう大切に保管してください。

※各種届出用紙在中



福島県教育委員会

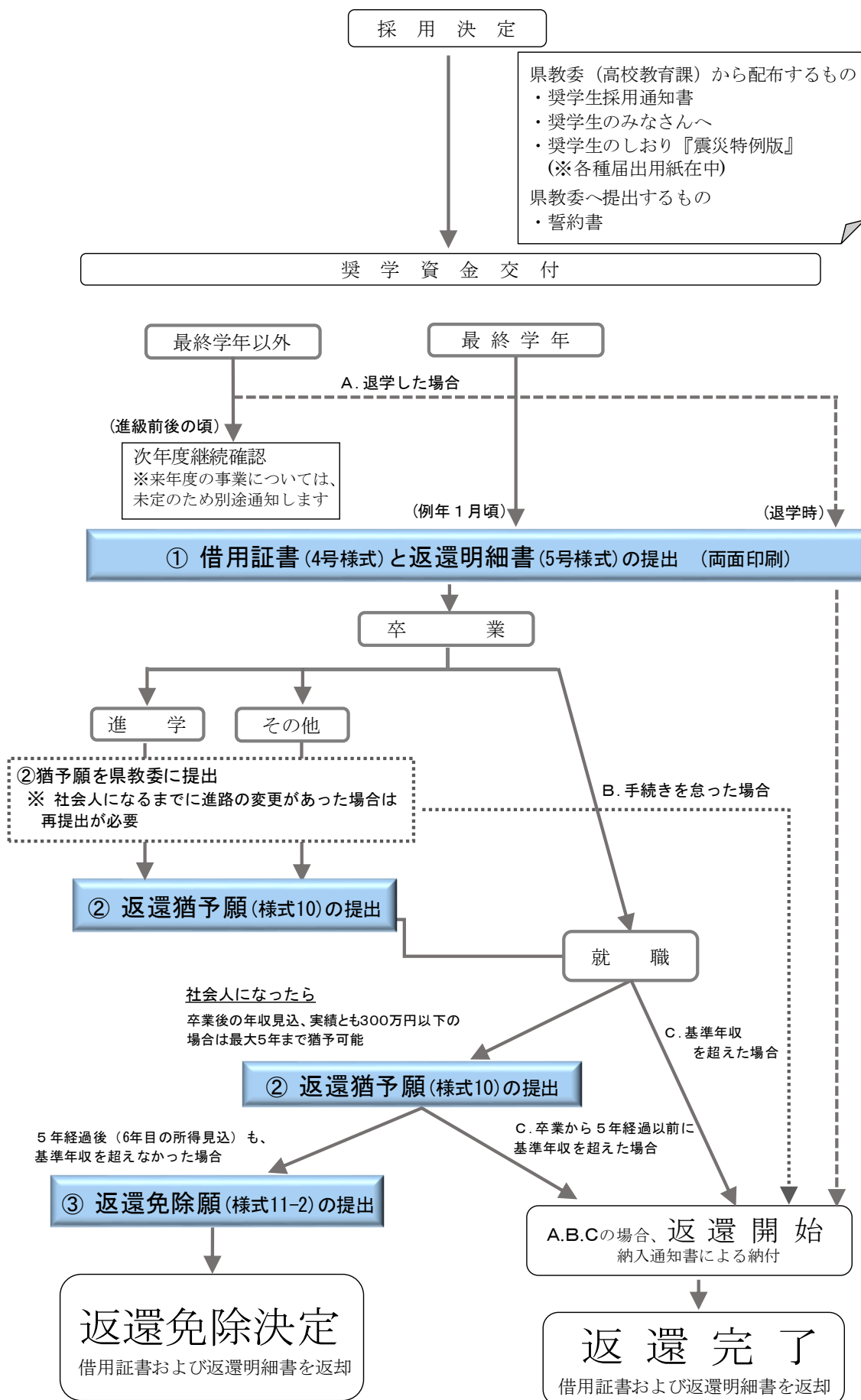
＊ 卒業後、返還猶予願・返還免除願・転居届等を県教委へ送付する際は、以下のラベルを切り取り、封筒に貼ってご使用ください。

【書類送付先】

キリトリ

〒 9 6 0 － 8 6 8 8 福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号 福島県教育庁高校教育課 「震災特例奨学資金担当」 行	〒 9 6 0 － 8 6 8 8 福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号 福島県教育庁高校教育課 「震災特例奨学資金担当」 行
〒 9 6 0 － 8 6 8 8 福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号 福島県教育庁高校教育課 「震災特例奨学資金担当」 行	〒 9 6 0 － 8 6 8 8 福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号 福島県教育庁高校教育課 「震災特例奨学資金担当」 行
〒 9 6 0 － 8 6 8 8 福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号 福島県教育庁高校教育課 「震災特例奨学資金担当」 行	〒 9 6 0 － 8 6 8 8 福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号 福島県教育庁高校教育課 「震災特例奨学資金担当」 行
〒 9 6 0 － 8 6 8 8 福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号 福島県教育庁高校教育課 「震災特例奨学資金担当」 行	〒 9 6 0 － 8 6 8 8 福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号 福島県教育庁高校教育課 「震災特例奨学資金担当」 行

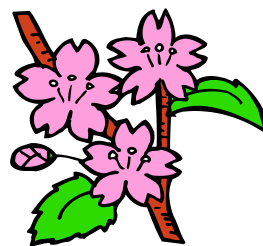
奨学生採用から返還完了(返還免除)まで



目 次

はじめに	1
1. 奨学生採用通知及び奨学資金の貸与について	2
2. 奨学生の異動	3
3. 借用証書と返還明細書	4
4. 奨学資金の返還	5
5. 返還の猶予	6
6. 返還の免除	7
7. 各種届出用紙	
様式第 1	改氏名・転居・勤務先（変更）届
様式第 2	福島県奨学生休学届
様式第 3	福島県奨学資金復活願
様式第 4	福島県奨学生転学届
様式第 5	福島県奨学生退学届
様式第 6	福島県奨学生停学届
様式第 7	福島県奨学資金辞退届
様式第 8	連帯保証人・保証人変更届
様式第 9	福島県奨学生死亡届
様式第 10	福島県奨学資金返還猶予願
様式第 11-2	福島県奨学資金(東日本大震災特例採用)返還免除願
様式第 12	福島県奨学資金貸与月額変更願（届）
様式第 13-2	福島県奨学資金震災特例採用継続願
様式第 14	学習状況報告書
参考様式	給与等支払（見込）証明書

- ・ 福島県奨学資金貸与条例
- ・ 福島県奨学資金貸与条例施行規則



はじめに

この「奨学生のしおり」には、みなさんが奨学生として採用されて以降、貸与開始から終了までにおいて在学中に行う諸手続きや、返還にあたっての注意事項などが記載されています。

全体をよく読んで内容を理解してください。

たとえば、住所や氏名の変更、奨学資金の辞退、学校を休学するなど奨学生としての資格に変更がある場合、それぞれの事由に応じた願や届の提出が必要です。

在学中の手続きはすべて学校を通して行いますが、卒業後は、ご自身で手続きを行うことになります。必要時には、巻末の「各種届出用紙」から様式をコピーし、福島県教育委員会（以下「県教委」という）へ提出してください。

このしおりは返還完了、もしくは返還免除の決定まで、大切に保管してください。

※各種届出用紙は福島県高校教育課の HP からダウンロードできます。

福島県奨学資金

検索

1. 奨学生採用通知及び奨学資金の貸与について

「奨学生採用通知書」は、あなたの福島県奨学生としての資格を証明するものです。記載事項について、誤りがないか確認し、誤りがあった場合は学校に申し出てください。

奨学生採用通知書に記載されている決定番号は大切な番号です。

1)決定番号について

決定番号は、奨学資金の貸与期間中はもちろん、返還完了まで、あなたが県教委への問い合わせに使う大切な番号です。あなたが県教委へ、願や届をする場合に、決定番号の記入漏れや記入の間違があると、手続きに支障が生じることになります。

2)貸与期間について

貸与期間は、原則1年間です。来年度以降の制度の実施については現時点では未定です。

3)貸与金額について

貸与の月額、在学する学校の種別（国公立又は私立）と保護者との同居の有無により決定します。新規募集による採用者には、貸与が決定した期間の奨学資金を年2回に分けて交付します。ただし追加募集による採用者は年1回の交付となります。

4)奨学金の併用について

県奨学資金と、他の団体や自治体等の同種（貸与型）の奨学金とを同時に利用することはできません（返還義務のない給付型の奨学金は可）。

併用貸与を受けた場合、奨学生決定当初に遡及して奨学生を取り消すこととなります。

5)貸与の継続について

震災特例採用奨学資金の来年度以降の制度の実施については、現時点では未定です。

6)貸与の休止や停止

奨学生が休学した場合や進級できなかった場合などには、奨学資金を休止または停止します。

2. 奨学生の異動

異動とは、奨学生の資格に何らかの変動があったことをいいます。異動が予定されているとき、または異動があったときは、直ちに手続きをしてください。

異動の主なものには、次のものがあります。それぞれの事由ごとに巻末に様式がありますので、コピーをして使用してください。

1)改氏名・転居・勤務先の変更について

あなたが氏名や住所、本籍等を変更したときは、「改氏名・転居・勤務先（変更）届」（様式第1）と変更事項に応じた添付書類（※）を提出してください。在学中であれば在学する学校へ提出し、卒業後であれば直接、県教委へ提出することとなります。

※添付書類

①氏名変更の場合・・・本籍地記載の住民票抄本

②住所変更の場合

- ・住民票上の住所変更の場合・・・住民票抄本・運転免許証の写し等
- ・一時避難等住民票上の住所変更を伴わない場合・・・特になし

③本籍地変更の場合・・・本籍地記載の住民票抄本

2)連帯保証人の変更について

連帯保証人を変更する場合は、「連帯保証人・保証人変更届」（様式第8）と新しく連帯保証人になる方の住民票抄本（本籍地記載のもの）を添付し、提出することとなります。連帯保証人は原則として、福島県内に住民票住所を有する人に限ります。奨学生が未成年者である場合は、親権者、未成年後見人又はこれに代わる者と教育長が認めた者であって、独立の生計を営み、かつ奨学資金の返還の責めを負うことが出来る程度の資力を有する者としてします。

3)転学について

転学する場合は、転出する学校に「福島県奨学生転学届」（様式第4）を提出します。その際、転入する学校あてに提出した転学届を送っていただくようお願い下さい。転入する学校より県教委へ提出され、届出が完了となります。

4)退学について

在学の中で自己都合又は学校処分によって生徒（学生）の身分を失うことを退学といいます。退学する日の前に、学校を通して県教委まで連絡するとともに、「福島県奨学生退学届」（様式第5）を速やかに提出してください。

奨学生の資格がなくなったにもかかわらず、貸与を受け続けた場合は、退学

後に振り込まれた奨学金を直ちに県教委に返金していただきます。学校の指示に従い、返金手続きを行ってください。

退学した場合、返還免除の対象外となり、返還の義務が発生します。

3. 借用証書と返還明細書

奨学金の貸与終了後、「奨学資金借用証書」と「奨学資金返還明細書」は必ず提出してください。

この「奨学資金借用証書」と「奨学資金返還明細書」には、借用金額、割賦金額等大切な返還条件が記載されています。提出に際して、これらの事項を確認してください。

1) 「奨学資金借用証書」と「奨学資金返還明細書」の提出について

在 school を卒業する前に提出していただくことになりますので、学校の指示に従い、期日までに提出してください。

また、退学により奨学金の貸与が終了した場合も、学校の指示に従って「奨学資金借用証書」及び「奨学資金返還明細書」を提出しなければなりません。

2) 連帯保証人について

「福島県奨学生願書」で署名した連帯保証人と同じ人にしてください。もし、同じ人を連帯保証人にすることができない事情がある場合は、「連帯保証人・保証人変更届」（様式第8）と、新たに連帯保証人になる方の本籍地記載の住民票抄本の提出が必要です。

4. 奨学資金の返還

震災特例制度による奨学資金は、東日本大震災により原子力災害被災地域において被災し、経済的理由により修学が困難となった高校生を支援するための制度です。奨学生の将来に一層の負担を負わせることが、震災特例採用を実施する趣旨に反することから、卒業後の年間収入が基準額を超えないときは最大5年まで返還の猶予を申請することができます。

ただし、①退学した場合②卒業後5年以内に年間収入見込または収入実績が基準額を超えた場合③その他、必要な申請を怠った場合等は、返還の義務が発生します。

その場合の取扱いについては次のとおりです。

1)奨学金の返還方法について

県教委から送付される「納入通知書」により、ゆうちょ銀行を除く、銀行等の金融機関、または、コンビニエンスストアで納付（返還）していただきます。（県の指定金融機関及び収納代理金融機関では手数料はかかりませんが、県外の金融機関は手数料がかかる場合があります。）

返還方法は「半年賦」です。返還は、貸与終了の翌月から数えて6ヶ月経過後に始まり、6月30日と12月31日の期日までにそれぞれの「納入通知書」によって納入いただきます。（6月30日と12月31日が土、日祝日等の場合は、金融機関の翌営業日になります）

2)返還金の滞納について

奨学金の返還を怠ったときは、滞納した金額に延滞利息（年10%）が課せられます。

重 要

届出について

福島県奨学資金貸与条例施行規則第十二条により、奨学生であった者及び連帯保証人は、住所や職業の変更があった場合、直ちに文書で届け出る必要があります。巻末の様式により届出をしてください。（様式はコピーをして使用すること）

連絡先携帯番号（奨学生本人・連帯保証人）を届出てください。変更した場合は必ずお知らせください。高校教育課の電話番号 024-521-7775 を登録し、当課からの着信には必ず出てください。出られないときは、必ず折り返し連絡をお願いします。

5. 返還の猶予

卒業後、進学した場合などは返還猶予が可能です。また震災特例採用の奨学金は、社会人となって年間収入が基準額を超えないときは最大5年まで返還猶予を申請することができます。

返還の猶予を希望する場合は、必要書類を添えて「福島県奨学資金返還猶予願」（様式第10）を提出します。

その他、在学中の貸与辞退により返還対象者となる場合、卒業までの期間について、必要書類を添えて「福島県奨学資金返還猶予願」（様式第10）を提出します。卒業後は、上記と同様の扱いとなります。

事 由	添付書類	証明書発行者	猶予期間
上級学校に進学したとき	在学証明書	在学する学校長	在学する期間 ただし、1年ごとに在学証明書を提出する。
上級学校以外の在学	在学証明書	在学する学校長	その事実が続いている期間中。 ただし、1年ごとに願出る。
災 害	罹災（被災）証明書等	市区町村長 消防署長	その事実が続いている期間中。 ただし、1年ごとに願出る。
疾 病	診断書等	医 師	
生活保護受給者	生活保護受給証明書等	民生委員 福祉事務所長	
入学(受験)準備中	その事実を明らかにする証明書	出身学校長 予備校長 等	入学（受験）準備中は1年ごとに、その他のものは、半年ごとに願出る。 ただし、通算3年以内。
失 業 中	雇用保険受給資格者証の写し等	職業安定所長	
求 職 中	ハローワーク受付票の写し等	職業安定所長	
出 産	母子健康手帳の写し等	市町村長	
その他やむを得ない事由があるとき	その事実を明らかにする証明書	その事実を証明できる第三者	1年ごとに願出る。 ただし、5年以内。
年収300万円以下のとき。ただし、令和3年度以降に東日本大震災特例採用により貸与した奨学資金に係る猶予に限る。	その事実を明らかにする証明書	その事実を証明できる第三者	

（要綱第13関係）別表第3より

6. 返還の免除

震災特例制度による奨学資金は、原子力災害の被災地域において被災し、経済的理由により修学が困難となった高校生を支援するための制度です。奨学生の将来に一層の負担を負わせることが、震災特例採用を実施する趣旨に反することから、年収が基準額に満たない場合は、最大5年まで返還猶予を願い出すことができます。（5. 返還の猶予参照）

また、卒業から5年経過後も年収が基準額に満たない場合は返還免除を申請することができます。返還の免除を希望する場合は、社会人になって5年経過後、6年目の年間収入見込額がわかる証明書を添えて「福島県奨学資金(東日本大震災特例採用)返還免除願(様式第11-2)」を提出します。

《返還免除基準》

卒業後5年経過後も年収（見込）300万円以下の場合
返還免除までの流れ

	提出時期	提出書類	判定
卒業から 1年目	4月	・給与等支払見込証明書(1年目分) ・猶予願（収入見込が300万円以下の場合）	1年目の猶予 または返還
卒業から 2年目	6月	・給与等支払見込証明書(2年目分) ・所得証明書（1年目実績） ・猶予願（収入見込・実績ともに300万円以下の場合）	2年目の猶予 または返還
卒業から 3年目	6月	・給与等支払見込証明書（3年目分） ・所得証明書（2年目実績） ・猶予願（収入見込・実績ともに300万円以下の場合）	3年目の猶予 または返還
卒業から 4年目	6月	・給与等支払見込証明書（4年目分） ・所得証明書（3年目実績） ・猶予願（収入見込・実績ともに300万円以下の場合）	4年目の猶予 または返還
卒業から 5年目	6月	・給与等支払見込証明書（5年目分） ・所得証明書（4年目実績） ・猶予願（収入見込・実績ともに300万円以下の場合）	5年目の猶予 または返還
卒業から 6年目	6月	・給与等支払見込証明書（6年目分） ・所得証明書（5年目実績） ・免除願（全ての提出書類で300万円を下回った場合のみ）	免除または返還

※給与等支払見込証明書

給与所得者の場合・・・勤務先の証明を受けたもの

事業所得者の場合・・・1年間の所得見込証明書

※所得証明書 市町村発行のもの

7. 各種届出用紙

様式第 1

改氏名・転居・勤務先（変更）届

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決 定 番 号	大・高・特例 第 号
	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

（フリガナ）

氏 名（自署）

下記のとおり異動（改氏名、転居、勤務先変更）が生じたので、届け出ます。

記

1 変更した者（いずれかを○で囲む）

本人 ・ 連帯保証人 ・ 保証人

2 旧 姓

3 新本籍

4 新住所

〒 ー

自宅電話番号

携帯電話番号

5 勤務先

名 称

所 在 地

電話番号

注） 連帯保証人、保証人の転居等の場合もこの様式を用いること。

居 住 証 明 書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

1 居住者の氏名

2 住居の所在地

3 居住の期間

年 月 日から現在（ 年 月）まで

年 月 日

証明者（住居の所有者又は貸主）

住所

氏名

印

※ 住民票を異動せずに居住地を変更する場合は、住居の管理者の証明が必要です。

※ 様式は任意ですが、この様式をそのまま使用して構いませんので、必ず提出してください。

福島県奨学生休学届

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決定番号	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	
学 校 名	
所 属	部 科 学年

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

（フリガナ）
氏 名（自署）

住 所 〒

電話番号 （ ）

下記のとおり休学しますので、届け出ます。

記

- 1 休 学 期 間 年 月 日から
年 月 日まで
- 2 事 由 （詳 細 に）

3 奨学資金受領 年 月分まで

上記のとおり休学を許可しました。

年 月 日

学（校）長 氏 名

職 印

福島県奨学資金復活願

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決定番号	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	
学 校 名	
所 属	部 科 学年

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

(フリガナ)
氏 名（自署）
住 所 〒

電話番号 ()

上記のとおり復学（登校・進級）しましたので、奨学資金の復活をお願いします。

記

- 1 復学（登校）期日 年 月 日
- 2 事 由
- 3 休 止 の 日 年 月 日
- 4 卒 業 予 定 年 月 年 月

上記の願出を適当と認めます。

年 月 日

学（校）長 氏 名

職 印

福島県奨学生転学届

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決定番号	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

（フリガナ）
氏 名（自署）

住 所 〒

電話番号 （ ）

年 月から下記のとおり転学しましたので、届け出ます。
記

奨学資金は 年 月分まで交付を受けました。

- 1 転 出 学（校） 科 第 学年から
- 2 転 入 学（校） 科 第 学年へ
- 3 事 由

4 卒業予定年月 年 月

（甲）転出学校の証明
上記のとおり転学を許可しました。

年 月 日

学（校）長 氏 名 職 印

（乙）転入学校の証明
上記のとおり本校に転学を許可しましたので、引き続き奨学資金の貸与をお願いします。

年 月 日

学（校）長 氏 名 職 印

福島県奨学生退学届

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決 定 番 号	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	
学 校 名	
所 属	部 科 学年

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

(フリガナ)
氏 名（自署）

住 所 〒

電話番号 ()

下記のとおり退学しましたので、届け出ます。

記

1 退 学 期 日 年 月 日

2 事由（具体的に）

3 奨学資金受領 年 月分まで

上記のとおり退学を許可しました。

年 月 日

学（校）長 氏 名

職 印

福 島 県 奨 学 生 停 学 届

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決 定 番 号	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	
学 校 名	
所 属	部 科 学年

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

(フリガナ)
氏 名（自署）

住 所 〒

電話番号 ()

下記のとおり停学しましたので、届け出ます。

記

1 停 学 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 事由（具体的に）

3 奨学資金受領 年 月分まで

上記のとおり停学としました。

年 月 日

学（校）長 氏 名

職 印

福島県奨学資金辞退届

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決定番号	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	
学 校 名	
所 属	部 科 学年

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

（フリガナ）
氏 名（自署）

住 所 〒

電話番号 （ ）

下記のとおり奨学資金を辞退しますので、届け出ます。

記

1 辞 退 期 日 年 月 日

2 事由（具体的に）

3 奨学資金受領 年 月分まで

上記のとおり辞退を申し出ました。

年 月 日

学（校）長 氏 名

職 印

連帯保証人・保証人変更届

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決 定 番 号	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	
学 校 名	
所 属	部 科 学年

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

（フリガナ）

氏 名（自署）

住 所 〒

電話番号 （ ）

下記のとおり変更しますので、届け出ます。

記

1 変更する者（いずれかを○で囲む） 連帯保証人 ・ 保証人

2 変更する理由（詳細に）

3 新しく連帯保証人もしくは保証人になる者

（フリガナ）

（1）氏 名（自署）

（2）生年月日

（3）本人との関係

（4）本 籍

（5）現 住 所 〒

電話番号 （ ）

（6）勤務先（無職の時は前職を外書する）

（7）年 収（税込）

4 旧連帯保証人もしくは旧保証人氏名

福島県奨学生死亡届

年 月 日

福島県教育委員会教育長

(フリガナ)

氏 名 (自署)

住 所 〒

電話番号 ()

奨学生との関係 ()

次のとおり奨学生が死亡したため、戸籍抄本（除籍）を添えて届け出ます。

1 死 亡 者

決 定 番 号 (大・高・特例 第 号)

(フリガナ)

氏 名

学 校 名

学年 (年度卒業)

2 死亡年月日 年 月 日

福島県奨学資金返還猶予願

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決 定 番 号	大・高・特例 第 号
	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	
出身学校名	

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

（フリガナ）

氏 名（自署）

住 所 〒

自宅電話番号 （ ）

携帯電話番号 （ ）

下記のとおり奨学資金の返還猶予を希望しますので、別紙証明書類を添えて願い出ます。

記

1 希望の返還猶予期間

年 月から 年 月まで

2 事 由（詳細に）

（出身学校における最終奨学資金受領 年 月分）

福島県奨学資金（東日本大震災特例採用）返還免除願

年 月 日

福島県教育委員会教育長

奨 学 生 決定番号（ 特例第 号）

（フリガナ）

氏 名（自署）

住民票住所 〒

自宅電話番号（ ）

携帯電話番号（ ）

（フリガナ）

連帯保証人 氏 名（自署）

住民票住所 〒

自宅電話番号（ ）

携帯電話番号（ ）

下記のとおり奨学資金の返還免除を希望しますので、別紙証明書を添えて願い出ます。

記

- | | |
|---------------|---|
| 1 借 用 金 額 | 円 |
| 2 返 還 済 の 金 額 | 円 |
| 3 返還未済の金額 | 円 |
| 4 免除を希望する金額 | 円 |
| 5 免除願出の事由 | |

注）添付書類

本人の収入（見込）を証する書類（卒業または退学した翌月から 12 ヶ月分の収入証明）

福島県奨学資金貸与月額変更願（届）

年 月 日

福島県教育委員会教育長

学校名 学（校） 部 科 第 学年

奨 学 生 決定番号（ 大・高・特例第 号）
（フリガナ）
氏 名（自署）

住 所 〒

（フリガナ）
連帯保証人 氏 名（自署）

住 所 〒

下記のとおり変更をお願いします。

記

- 1 従前の貸与月額 円
- 2 希望する貸与月額 円
- 3 変更する理由

4 希望する貸与開始月 年 月

上記のとおり願出を適当と認めます。

年 月 日

学（校）長 氏 名

職 印

福島県奨学資金震災特例採用継続願

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決 定 番 号	特 例 第 号
学 校 名	
所 属	科 学年

(フリガナ)
奨 学 生 氏 名 (自署)

住民票住所 〒

実際の居所 〒

(フリガナ)
連帯保証人 氏 名 (自署)

住民票住所 〒

実際の居所 〒

下記のとおり、奨学資金の継続貸与をお願いします。

記

- 1 貸 与 決 定 期 間 年 月 から 年 月 まで
- 2 継続貸与希望期間 年 月 から 年 月 まで
- 3 継続貸与を必要とする、被災に関する事由

上記のとおり願出を適当とみとめます。

年 月 日

学校長 氏名

職 印

学 習 状 況 等 報 告 書

年 月 日

福島県教育委員会教育長

下記のとおり報告します。

学校名		学 (校)	科 学科	年
決 定 番 号		フリガナ 氏 名 (自署)		
大 ・ 高 ・ 特 例 第 号				
本 人 記 入	経 済 状 況	・ 父と母、又はそれに代わって家計を支えている人の家計状況が 申込時または前回の学習状況等報告書提出時と比較して ア. ほぼ変わらない イ. 苦しくなった ウ. その他 (特別な事情)		
	学 習 の 状 況	・ この一年間の学習成績 ア. 向上した イ. 変わらない ウ. 振るわなかった (今後の目標)		

本人記入欄	学校生活の状況	・学校でのクラブ活動等（クラブ名 ア. よくやった イ. 参加しなかった
		・学校以外での活動がある場合どんな活動だったのかを簡単に記入してください

学校 校 認 定	・進級の状況 ア. 進級 イ. 原級
	・奨学金継続の判断 ア. 継続 イ. 停止 ウ. 廃止
	学校意見（特にウ・エの認定をした事由）
	学校認定欄の記載のとおり相違ありません。
	学（校）長名 職 印

記入上の注意

- (1) 奨学生は、本人記入欄について、記入してください。
- (2) 学校においては、学校認定欄を記入のうえ、成績証明書を添付し、提出してください

給与等支払（見込）証明書（雇用契約内容について記入）

- 1 被雇用者氏名 _____（昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生）
- 2 採用年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日（臨時採用（試用期間）がある場合はその発令日を記入）
- 3 健康保険の加入 有（ _____ 年 _____ 月 _____ 日から加入）
 無（加入できない理由 _____）
- 4 給料、賃金等 ・月給制 月額 _____ 円
 ・日給制 日額 _____ 円（1か月平均勤務日数 _____ 日）
 ・時間給制 時給 _____ 円
- 5 勤務を要しない日 日・月・火・水・木・金・土・祝祭日（○で囲む）
- 6 月平均の勤務時間（1日 _____ 時間 × _____ 日 = _____ 時間）
- 7 給与等支払状況（採用年月日から1年間分（見込みを含む）を記入）
 （記入についての問合せ
 福島県 高校教育課 震災特例担当 電話 024-521-7775 被雇用者経由で、高校教育課へ提出願います）

支 払 (見 込) 年 月	支払金額 (支払区分ごとに記入)			
	給料等	通勤費	超勤等分	合計
賞 与		年 月		
賞 与		年 月		
合 計				

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

住 所

電話 _____（ _____ ）

事業所名

事業所長

印

福島県奨学資金貸与条例

昭和27年6月19日 福島県条例第58号

最終改正 平成25年3月26日 福島県条例第44号

とする者について五十万円以内とし、本人の希望、家庭の事情等を参酌して決定する。

(貸与の期間)

第四条 月額貸与に係る奨学資金を貸与する期間は、月額貸与に係る奨学資金の貸与を受ける者の在学する学校の正規の修業期間とする。

(保証人)

第五条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、教育委員会が定めるところにより、保証人二人を立てなければならない。ただし、奨学資金の貸与を受けようとする者が災害により被害を受けた者である場合その他特別の理由があると教育委員会が認める場合については、保証人の人数を一人とすることができる。

2 前項の保証人のうち一人(前項ただし書の規定により保証人の人数を一人とした場合にあつては、保証人)は、奨学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(奨学生の決定)

第六条 奨学資金の貸与を受ける者(以下「奨学生」という。)は、教育委員会がこれを決定し、規則で定める方法により本人に通知する。

(奨学資金の交付)

第七条 月額貸与に係る奨学資金は、毎月本人に交付する。ただし、教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、数月分を併せて交付することができる。

2 入学一時貸与に係る奨学資金は、一括して本人に交付する。

(奨学資金の休止)

第八条 月額貸与に係る奨学生が休学したときは、この期間奨学資金を休止する。

(奨学資金の停止又は廃止)

第九条 奨学生が次の各号のいずれか(入学一時貸与に係るものにあつては、第五号又は第六号)に該当すると認められるときは、奨学資金を停止又は廃止する。

一 傷病などのために成業の見込みがないとき。

二 学業成績又は操行が不良となつたとき。

三 奨学資金を必要としない事由が生じたとき。

四 第二条第二号ア又はイに該当する者が県外に所在する高等学校、専修学校の高等課程又は高等専門学校に転学し、かつ、当該者及びその者の生計を主として維持する者又はこれに準ずると認められる者が県内に住所を有しなくなつたとき。

五 死亡したとき。

六 その他奨学生として適当でないとき。

(奨学資金の返還)

第十条 奨学生は、卒業の月の六月後から二十年以内で教育委員会の定める期間内に、教育委員会で定める方法により、貸与を受けた奨学資金の全額を半年賦で返還しなければならない。ただし、事情によりその全部又は一部を一時に返還することができる。

2 奨学生が前項の規定により奨学資金を返還する場合以外の場合で次の各号のいずれか(入学一時貸与に係るものにあつては、第一号を除く。)に該当したときは、その月の六月後から

(この条例の目的)

第一条 この条例は、福島県出身の者であつて、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められるものに対して奨学資金を貸与し、もつて教育の機会均等を図り、健全な社会の発展に資することを目的とする。

(貸与を受ける者の資格)

第二条 奨学資金は、次に掲げる要件を具備している者に対して、申請に基づき貸与する。

一 品行が正しく、かつ、学術に優れていること。

二 次のアからウまでに掲げる者の区分に応じ、当該アからウまでに定める要件を具備していること。

ア 県内に所在する高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)若しくは専修学校の高等課程(機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導、保育、経理その他これらに類する職業に必要な教授を目的とする修業年限二年以上の専修学校の高等課程で教育委員会で定めるものに限る。以下同じ。)に在学する者又は県内に所在する高等専門学校に入学しようとする者若しくは在学する者 その者が県内に引き続き六月以上住所を有していること。

イ 県外に所在する高等学校若しくは専修学校の高等課程に在学する者又は県外に所在する高等専門学校に入学しようとする者若しくは在学する者 その者が当該県外に所在する高等学校、専修学校の高等課程又は高等専門学校に入学し、又は転学するまで県内に引き続き六月以上住所を有しており、かつ、その者の生計を主として維持する者又はこれに準ずると認められる者が県内に引き続き六月以上住所を有していること。

ウ 大学(大学院を除く。以下同じ。)に入学しようとする者又は在学する者 その者が県内に所在する高等学校を卒業し、若しくは高等学校卒業程度認定試験規則(平成十七年文部科学省令第一号)による高等学校卒業程度認定試験若しくは同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和二十六年文部省令第十三号)による大学入学資格検定に合格し(合格当時県内に住所を有していた場合に限る。)、かつ、大学に入学するまで若しくは大学に入学する目的をもつて住所を移転するまで県内に引き続き六月以上住所を有していたこと又はその者が県外に所在する高等学校を卒業し、かつ、卒業の日の属する月にこの条例に基づく奨学資金を受けていたこと。

エ その他教育委員会が定める者 教育委員会が特に認める事情にあること。

三 経済的理由により修学が困難であると認められること。

四 同種類の修学のための資金を他から受けていないこと。

(奨学資金の種類及び額)

第三条 奨学資金の種類は、月額貸与及び入学一時貸与とする。

2 奨学資金の額は、月額貸与にあつては次の表の上欄に掲げる学校等に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める月額以内と、入学一時貸与にあつては高等専門学校又は大学に入学しよう

前項に準じて奨学資金を返還しなければならない。

- 一 貸与期間の満了
- 二 退 学
- 三 奨学資金の辞退
- 四 奨学資金の廃止

3 奨学資金は、無利息とする。

（借用証書）

第十一条 奨学生が卒業し、又は前条第二項各号の一に該当したときは、保証人と連署して、教育委員会が定めるところにより、奨学資金借用証書を提出しなければならない。

（返還猶予）

第十二条 奨学生であつた者が更に上級学校に進学したときは、その在学期間奨学資金の返還を猶予する。

2 災害、疾病その他正当の事由のために奨学資金の返還が困難と認められるときは、願出によつて相当の期間その返還を猶予することができる。

（返還免除）

第十三条 奨学生又は奨学生であつた者が、死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により貸与を受けた奨学資金を返還することができなくなつたときは、相続人若しくは保証人又は本人からの願出によりその全部又は一部の返還を免除することができる。

（延滞利息）

第十四条 奨学生であつた者が、正当な理由がなくて奨学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

2 前項に規定する延滞利息の額の計算についての年当たりの割合は、閏^{じゅん}年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

3 前二項の規定により計算した延滞利息の額が百円未満であるときは、延滞利息を徴収しないものとし、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（その他）

第十五条 この条例に定めるものを除くほか、この条例の施行に関し必要な事項は別に教育委員会が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の福島県奨学資金貸与条例第三条、第十条、第十一条及び第十四条の規定は、この条例の施行の日以後新たに奨学資金の貸与を受ける者について適用し、同日前において改正前の福島県奨学資金貸与条例の規定に基づき奨学資金の貸与を受けている者に係るこれらの規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第二条第二号ウの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第一条の改正規定（「はかり」を「図り」に改める部分に限る。）及び第九条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

区 分			月 額
高等学校	国立及び公立の 高等学校	自宅通学のとき	18,000 円
		自宅外通学のとき	23,000 円
	私立の高等学校	自宅通学のとき	30,000 円
		自宅外通学のとき	35,000 円
専修学校の高等課程	国立及び公立の 専修学校の高等課程	自宅通学のとき	18,000 円
		自宅外通学のとき	23,000 円
	私立の専修学校 の高等課程	自宅通学のとき	30,000 円
		自宅外通学のとき	35,000 円
高等専門学校			18,000 円
大 学	国立及び公立の大学		35,000 円
	私立の大学		40,000 円
備考			
一 「自宅通学のとき」とは、その者の生計を主として維持する者と同居するとき又はこれに準ずると認められるときをいう。			
二 「自宅外通学のとき」とは、前号の自宅通学のとき以外のときをいう。			

福島県奨学資金貸与条例施行規則

昭和42年4月1日 教育委員会規則第8号

最終改正 令和3年3月30日 教育委員会規則第15号

（貸与の申請手続）

第一条 福島県奨学資金貸与条例（昭和二十七年福島県条例第五十八号。以下「条例」という。）の規定により奨学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奨学生願書（第一号様式）に当該申請者が現に在学する学校の長（現に学校に在学していない申請者にあつては、直近の卒業又は修了に係る学校の長。以下「在学等学校長」という。）の発行する奨学生推薦調書（第二号様式）及び教育長が別に定める書類を添えて、教育長に提出しなければならない。ただし、申請者のうち条例第二条第二号ウに規定する高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定に合格した者にあつては、奨学生推薦調書を申請書に添付することを要しない。

（保証人）

第二条 条例第五条第二項の規定により連帯して債務を負担する保証人は、県内に居住する成年者（奨学生（奨学資金の貸与を受ける者をいう。以下同じ。）が未成年者である場合にあつては、親権者、未成年後見人又はこれに代わる者と教育長が認めた者）であつて、独立の生計を営み、かつ、奨学資金の返還の責めを負うことができる程度の資力を有するものとする。

2 条例第五条第一項本文の保証人のうち前項の保証人以外の保証人は、成年者であつて、独立の生計を営み、かつ、奨学資金の返還の責めを負うことができる程度の資力を有するものとする。

（選考）

第三条 奨学生の選考は、教育長が第一条の規定により提出された書類を審査して行うものとする。この場合において、教育長は、必要があると認めるときは、当該書類の審査のほか、面接をあわせて行うことができる。

（奨学生の決定の通知）

第四条 条例第六条の規則で定める方法は、在学等学校長を経由した文書の本人への交付とする。ただし、条例第二条第二号ウに規定する高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定に合格した者の入学一時貸与の決定については、本人への交付とする。

（奨学資金の交付方法）

第五条 奨学資金は、奨学生が指定する本人名義の銀行口座への口座振替の方法によつて交付する。

（誓約書の提出）

第六条 奨学生として決定された者は、速やかに誓約書（第三号様式）を教育長に提出しなければならない。

（奨学資金の返還の期間及び方法）

第七条 条例第十条第一項に規定する教育委員会の定める期間は、別表の上欄に掲げる奨学資金の種類ごとに同表の中欄に掲げる貸与を受けた奨学資金の総額に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間とする。

2 条例第十条第一項に規定する教育委員会では定める方法は、半年賦の均等返還の方法とする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

（奨学資金借用証書等の提出）

第八条 条例第十一条の規定による奨学資金借用証書の提出は、教育長が定める期間内での、既に貸与を受けた奨学資金に係る奨学資金借用証書（第四号様式）及び奨学資金返還明細書（第五号様式）の提出とする。

（返還の猶予の申請の手続）

第九条 条例第十二条第一項の規定により奨学資金の返還の債務の履行を猶予される者は、同項の規定に該当するに至つた日後速やかに当該規定に該当することを証するに足る書類を教育長に提出しなければならない。

2 条例第十二条第二項の規定により奨学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、同項の規定に該当することを証するに足る書類を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

（返還の免除の申請の手続）

第十条 条例第十三条の規定による奨学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、同条の死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由が存するを証する書類を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

（学習状況等の報告）

第十一条 奨学生（入学一時貸与に係る者を除く。）は、学校等に在学する間は、毎年度一回教育長が別に定めるところにより、学習の状況等を報告しなければならない。

（届出）

第十二条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに、文書で、その旨を教育長に届け出なければならない。この場合において、当該奨学生が心身の故障その他の理由により届け出ることができないときは、保証人が当該奨学生に代わつて届け出なければならない。

一 氏名又は住所を変更したとき。

二 休学、復学、転学若しくは退学をし、又は停学の処分を受けたとき。

三 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があつたとき、又は保証人が死亡したとき、若しくは保証人について破産手続開始の決定その他保証人として適当でない理由が生じたとき。

四 その他重要な変更があつたとき。

2 奨学生は、保証人を変更しようとするときは、その旨及びその理由を記載した書類を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 奨学生が死亡したときは、奨学生の遺族又は保証人は、死亡の事実を証する書類を添えて、文書で、その旨を教育長に届け出なければならない。

- 4 前三項の規定は、奨学資金を返還しなければならない者でまだその全部又は一部を返還していないもの及び返還の猶予を受けている者について準用する。

（書類の経由）

第十三条 奨学生になろうとする者又は奨学生がこの規則の規定により教育長に提出する書類は、在学等学校長を経由して提出しなければならない。ただし、条例第二条第二号ウに規定する高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定に合格した者に係る奨学生願書及び入学一時貸与に係る誓約書の提出については、在学等学校長を経由することを要しない。

（委 任）

第十四条 この規則に定めるもののほか、奨学生の選考の手続きその他条例の施行に関して必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 破産法（平成16年法律第75号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとさ

れる同法の施行前にされた破産の申立て又は同法の施行前に職権でされた破産の宣告に係る破産事件については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第一号様式記載上の注意（5）の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則等に基づき提出、通知又は作成されている届出書等の書面は、それぞれ改正後の規則等に基づき提出、通知又は作成されている届出書等の書面とみなす。

別表（第7条関係）

奨学資金の種類	貸与を受けた奨学資金の総額	期 間
月額貸与	400,000 円以下	7 年
	400,000 円を超え 600,000 円以下	8 年
	600,000 円を超え 800,000 円以下	9 年
	800,000 円を超え 1,000,000 円以下	10 年
	1,000,000 円を超え 1,200,000 円以下	11 年
	1,200,000 円を超え 1,400,000 円以下	12 年
	1,400,000 円を超え 1,600,000 円以下	13 年
	1,600,000 円を超え 1,800,000 円以下	14 年
	1,800,000 円を超え 2,000,000 円以下	15 年
	2,000,000 円を超え 2,200,000 円以下	16 年
	2,200,000 円を超え 2,400,000 円以下	17 年
	2,400,000 円を超え 2,600,000 円以下	18 年
	2,600,000 円を超え 2,800,000 円以下	19 年
	2,800,000 円を超えるもの	20 年
入学一時貸与	500,000 円以下	4 年

福島県教育庁 高校教育課

〒960-8688

福島県福島市杉妻町2番16号

電 話 024 (521) 7775

FAX 024 (521) 7973